

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「上場手数料等に関する規則」を一部改正し、平成21年12月24日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、今年度において、上場会社が財務基盤の強化等を目的に大型の公募増資を行う事例が増加している中、上場会社が公募増資等によって新たに株券を発行する際に、その発行総額に基づいて追加的に徴収している上場手数料について、最近のいくつかの事例において、当取引所の想定を超える極めて多額の上場手数料が発生していることを踏まえ、公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料について、その上限額の設定を行うため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正するものです。

制定の概要は、下記のとおりです。

敬 具

1. 改正概要

上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とします。

（ 備 考 ）

・上場手数料等に関する規則第2条第3項第3号の2

2. 施行日

平成21年12月24日から施行し、平成21年4月1日以後に行われた公募及び第三者割当等に際して発行した新株式に係る上場手数料から適用します。

以 上